

健介保第 1666 号
平成 29 年 2 月 28 日

居宅介護支援事業所 管理者様
福祉用具販売事業所 管理者様

横浜市健康福祉局介護保険課長

特定福祉用具購入に関する取扱いの変更について（通知）

日ごろから介護保険制度の円滑な運営にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、横浜市における特定福祉用具購入に関する取扱いについてですが、近年の高齢者の住まいの多様化をうけ、高齢者向け施設及び住宅に居住している被保険者に関して整理し、次のとおり一部保険給付の対象を変更いたします。利用者等から相談がありましたら、下記のとおりご案内いただきますようお願いいたします。

1 取扱いの変更内容

これまで、原則として特定福祉用具購入の保険給付対象外だった住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム及び軽費老人ホームについて、保険給付の対象とすることで取扱いを変更します。

ただし、特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）の事業者指定を受けた施設を除きます。

2 変更時期

平成 29 年 4 月 1 日（購入代金の領収日を基準日とします。）

横浜市健康福祉局
介護保険課給付担当
電話 045-681-5074
FAX 045-681-7789